

## 韓国における強制実施権制度の概要

### 1. 強制実施権が認められる要件

#### (1) 概要

- ・韓国特許法には、所定の法定要件に該当する場合に特許権者の意思に関係なく第三者に通常実施権を付与する強制実施権に係る規定の他、利用関係特許に関する通常実施権許与の審判及び政府による特許権の収用に関する規定がある。

#### (2) 通常実施権設定の裁定（特許法第 107 条～第 116 条）

- ・特許発明を実施しようとする者は、以下の ~ の場合に、特許庁長に通常実施権設定の裁定を請求することができる。ただし、及びについては、実施権許諾に関する協議ができなかったか又は協議の結果合意が成立しなかった場合に限られる。

##### 不実施の場合

- ・特許発明が、天災・地変その他不可抗力又は大統領令に定める正当な理由もなく継続して3年以上国内で実施されなかった場合。

##### 不足実施の場合

- ・特許発明が正当な理由なく継続して3年以上国内で相当な営業規模で実施されなかったり、適当な程度の条件で国内需要を満たすことができなかった場合。

##### 公共の利益の場合

- ・公共の利益のために非商業的に特許発明を実施する必要がある場合。

##### 不公正取引の是正の場合

- ・司法又は行政手続きによって不公正な取引行為と判断された事項を是正するために、特許発明を実施する必要がある場合。

#### (3) 利用関係特許に関する通常実施権許与の審判（特許法第 138 条）

- ・利用関係の特許について、他の特許の権利者の許諾が得られなかった場合には、自己の特許発明の実施に必要な範囲内で通常実施権許与の

審判を請求できる。ただし、自己の特許発明が他の特許発明に比べて相当な経済的価値がある重要な技術的進歩をもたらすものでなければならぬ。

#### (4) 政府による特許権の収用（特許法第 106 条）

- ・ 政府は、戦時等の非常時において国防上必要なときには、特許権を収用するか、自ら実施するか又は第三者に実施させることができる。ただし、特許権者、専用実施権者及び通常実施権者に対して補償金を支払わなければならない。

## 2. 手続き等

### 強制実施権の付与

- ・ 特許庁長は、裁定の請求があった時には、請求書の副本を特許権者、専用実施権者等に送達して、答弁書提出の機会を与える。
- ・ 請求項ごとに実施権設定の必要性を検討し、実施権の範囲及び時期、対価、その支払方法及び時期を決定する。
- ・ 特許庁長は裁定をしようとする時、産業財産権紛争調停委員会の意見を聞かなければならない（この委員会の決定には束縛されない。）。

### 強制実施権の付与に伴う実施料の支払い

- ・ 裁定を受けた者が指定された時期までに対価を支払わなかった場合には、その裁定は効力を失う。

### 強制実施権の撤回

- ・ 強制実施権を付与された者が、裁定を受けた目的に適合するように実施をしなかった場合や、強制実施権を許可した事由が消滅し、その事由が再び発生しないと認められる場合には、特許庁長は、利害関係人の請求又は職権でその裁定を取り消すことができる。ただし、の理由により取り消す場合には、強制実施権者の正当な利益が保護され得る場合に限定される。
- ・ 強制実施権を取り消す場合にも、答弁書の提出、産業財産権紛争調停委員会の意見聴取が必要。

利用関係特許に関する通常実施権許与の審判については、他の審判請求手続と基本的に同じ手続に従い、審決として判断が示される。

### 3. 強制実施権に関連した事例

#### (1) 通常実施権設定の裁定

- ・特許法第 107 条に基づく裁定については、これまでに 3 件の請求がある。  
これらの事件に対する特許庁長の決定に対する裁判例は存在しない。

#### 製鉄化学事件<sup>1</sup>（特許第 4315 号に対する裁定請求）

##### [事件概要]

株式会社製鉄化学は、1978 年 11 月 24 日、特許第 4315 号の特許権者である日本曹達株式会社を相手に通常実施権設定の裁定を請求し、1980 年 12 月 6 日付で通常実施権許諾の決定を受けた。

その後、株式会社製鉄化学は、当該特許権は最初の発明者及び出願人が真正な発明者又はその承継人ではない旨主張して無効審判を提起し、最終的に大審院によって特許無効が確定している。

#### アレックス事件（特許第 24855 号に対する特許法第 107 条第 1 項第 1 号による通常実施権設定の裁定請求）

##### [特許庁長の判断]

・ Mifepristone が墮胎薬としての用途が認められる限り医薬品として製造・輸入の品目許可を得て韓国内で実施するのは難しいという産業財産権審議委員会（後の産業財産権紛争調停委員会に相当）の意見にかんがみると、当該特許発明の不実施理由は、特許法第 107 条第 1 項第 1 号の正当な理由に該当するため、裁定請求は受け入れない。

##### [事件概要]

アレックス・メディカルカンパニーは、特許第 24,855 号の請求項 11 の発明について、当該特許発明は正当な理由無く連続 3 年以上国内で実施されておらず、特許権者であるルーセル・ウラアとの通常実施権許諾に関する協議も成立しなかったため、特許法第 107 条第 1 項第 1 号の裁定事由に当たると主張して、特許庁長に対し、通常実施権設定の裁定を請求した。

これに対してルーセルは、この特許発明によって製造される化合物である Mifepristone の主な用途が墮胎薬として国際的に公認されており、韓国では墮胎薬に対する製造及び輸入品目許可を受けることができないのでこれは大統領令に定める不実施の正当な事由に当たると主張した。

しかし、アレックスは Mifepristone の用途が墮胎薬に限定されず、品目許可可能薬剤であるホルモン剤又は糖尿病剤として許可を受けて実施することが可能であり、また墮胎が完全に禁止されている訳ではないので Mifepristone の用途

の一つが墮胎であるということが不実施の正当な理由であるとの主張は不当であると反論した。

特許庁長は、1994年3月29日に上記のように判断して本件請求は受け入れないとの決定を下した。

### グリベック事件（特許第 261,366 号に対する特許法第 107 条第 1 項第 3 号による通常実施権設定の裁定請求）

#### [特許庁長の判断]

- ・グリベックを低価で輸入することで患者側の経済的負担を大きく緩和することができるが、一方で、切迫な経済的・社会的危機が少ないにもかかわらず発明品が高価であることを理由に強制実施を許容することは、発明者に独占的利益を認め一般公衆の発明へのインセンティブを高め、技術開発と産業発展を促進するために設けられた特許制度の基本趣旨を大きく毀損することになる。強制実施権の認否にあたっては、このような二つの相反する利益を衡量して慎重に決めなければならない。
- ・グリベックの供給実態を総合的に考慮すると、本件の場合、特許法第 107 条第 1 項第 3 号の規定による通常実施権設定の裁定を認めるほど公共の利益があるとはみなしにくいと判断される。

#### [事件概要]

ノバルティス社の特許製品「グリベック」は、慢性骨髄性白血病治療剤として優れた効能を有する。ノバルティス社は、韓国政府に対し、グリベックの保険価額として米国とスイスの薬価と等しく最小月 300 万ウォンの価格を提示したが、これに対して政府は保険価額を 17,055 ウォンに決めてノバルティス社の意見を聞いた。しかしノバルティス社は、提示価格では韓国にグリベックを提供できないとして政府の告示価を拒否し、韓国の薬価制度に関係なく全世界的に単一価額 25,000 ウォンの線を維持するという立場を固持しながら、グリベックの韓国への供給を諦める動きまで見せた。この過程でソウル市内の一部の病院で患者達に薬が供給されない事態が発生し、批判的な世論が高まったため、ノバルティス社は薬価が決定されるまで制限的に無償供給を実施すると発表した。

これにより、2002年1月30日、白血病患者に対し適正な価格の薬品を安定的に供給するために、「社団法人人道主義実践医者協議会」、「健康な社会のための薬剤師会」及び「平等社会のための民衆医療連合」は、特許庁長に対し通常実施権設定の裁定を請求した。

特許庁長は、2003年3月5日に上記のように判断して本件請求を受け入れないとの決定をした。

<sup>1</sup> 韓国特許庁にも決定文書等の記録が残されておらず、これ以上の詳細は不明。

## **(2) 利用関係特許に関する通常実施権許与の審判（特許法第 138 条）**

- ・特許法第 138 条に基づく利用関係特許に関する通常実施権許与の審判については、これまでに 4 件の審判請求があるが、このうち 3 件は取り下げられている（1 件が係属中であるが（2004 年 7 月 5 日現在）これは以前取下げられた請求と同一の特許に対して同じ請求人が再度審判請求している事案である。）

## **4 . 法改正の動向**

- ・現在のところ、法改正の予定なし。